山陽小野田市民病院内売店運営及び自動販売機設置業務委託事業者 プロポーザル実施要項

1. 趣旨

山陽小野田市民病院(以下、「市民病院」という。)は、患者やその家族をはじめとした、病院利用者へのサービスの向上を目的として、売店運営及び自動販売機設置(以下「売店等」という。)事業者を、公募型選定プロポーザル方式により選定する。

2. 病院の概要

- (1)名 称 山陽小野田市民病院
- (2) 所 在 地 山口県山陽小野田市大字東高泊1863番地1地内
- (3)病床数199床
- (4) 建築面積 4,473.54㎡
- (5) 敷地面積 17,367.92㎡
- (6) 患 者 数(令和5年度実績)
 - ・外来患者数 1日あたり 387人
 - ・入院患者数 1日あたり 166人
- (7)職 員 数(令和6年4月1日現在) 約350人 ※任期付職員、会計年度任用職員を含む。
- (8) 外来診療日 土・日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日 から1月3日)を除く毎日
- (9) 外来診療時間 午前8時30分から午後5時まで
- (10) 病棟面会時間 午前11時から午後8時まで
- (11) 売店・自動販売機売上実績(令和5年度実績)

売 店 21,640千円(税抜) 自動販売機 3,808千円(税抜)

3. 募集事業の概要

(1) 売店運営

※詳細については、別紙「仕様書」を参照

(2) 自動販売機設置

※詳細については、別紙「仕様書」を参照

4. 応募資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定 に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定 に該当すると認められる事実がないこと。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律 第225号)の規定に基づき更生又は再生手続きがなされている等、経 営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にないこと。
- (5) 食料品、飲料及び日用雑貨等を販売する売場面積が、当院の売店と同等以上の小売店舗を過去3年以上継続して健全な経営を行っている者であること。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。

5. 公募条件

- (1) 使用開始日及び使用許可の期間 契約締結の日から令和11年9月30日まで
- (2) 使用料等
 - 事業者の提案による。※ただし、当院の求める要求水準は次のとおりである。
 - ア 基本利用料として売店と自動販売機を合わせて月額1万円 (消費税及び地方消費税を除く)以上
 - イ 売店の売上に係る使用料は、月間売上額(消費税及び地方消費税を除く)に、3%以上を乗じ、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とすること。
 - ウ 自動販売機の売上に係る使用料は、全自動販売機の月間売上 合計額(消費税及び地方消費税を除く)に、10%以上を乗 じ、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とすること。
 - ② 使用料の納付は、毎月納付することとし、当院が指定する方法により納付すること。

(3) 必要経費等の負担

次に掲げる経費等は、全て事業者の負担とする。

- ① 使用許可部分に係る光熱水費(売店に限る) なお、光熱水費は当院から事業者に毎月請求する。 令和5年度光熱水費総額 575千円(税込)
- ② 使用許可部分に係る清掃、廃棄物等の処理経費
- ③ 通信運搬費、消耗品費、その他売店等の運営に関する一切の 経費
- ④ 利用者による使用許可部分の設備汚損、破損に対する経費
- ⑤ 売店等の運営にあたり、利用者に損害を与えた場合の損害回復 及び賠償経費
- ⑥ 使用許可部分に係るセキュリティー経費、商品等にかかる火災 保険料等
- ⑦ その他当院が事業者に負担を求める経費

6. 運営条件(要求水準)

(1) 別紙「仕様書」を参照

7. 提出書類配布場所

提出書類等は、「9. 各書類の提出」に記載のある場所で配布する。 また、市民病院ホームページ(https://sanyo-onoda-city-hosp.jp/)からもダウンロードできる。

8. 質問の受付及び回答

- (1)提出書類 質問書(様式第2号)
- (2) 提出方法 本実施要項に関する質問は、総務課あてに電子メールで 送付すること。
- (3) 受付期限 令和6年6月5日(水)午後5時まで
- (4)回答方法 質問に対する回答は、令和6年6月10日(月)までに市 民病院のホームページで公開する。ただし、ノウハウに関す る質問については回答しない。

9. 各書類の提出

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書(様式第1号)
 - ② 会社(業務)概要(様式第3号)

- ③ 使用料提案書(様式第4号)
- ④ 直近の決算書(貸借対照表及び損益計算書)の写し
- (2) 提出部数 10部(正本1部 副本9部)
- (3) 提出方法 持参又は書留による郵送 ※持参の場合は、土・日曜日、祝祭日を除く午前9時から 午後5時までとする。
- (4) 提出期限 令和6年6月14日(金)午後5時まで(必着)
- (5)提出先 山陽小野田市民病院 事務部総務課

〒756-0094 山陽小野田市大字東高泊1863番地1

T E L: 0836-83-2355

F A X: 0836-84-3043

E-mail: med-soumu@city.sanyo-onoda.lg.jp

10. 書類作成上の注意

- (1)提出書類は、原則A4版とする。
- (2) 企画提案書は、わかりやすく簡潔に記載すること。
- (3) 添付書類については、必要最小限のものとすること。
- (4) 企画提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案書等の作成、提出に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

11. プレゼンテーションの実施

(1) プレゼンテーションを実施する場合は、別途参加者に通知する。

12. 選定方針等

(1) 選定方針

病院内関係者による審査委員会で提出書類審査を行い、提案の内容等 を評価し、決定する。

(2) 評価基準

評価基準については「別紙1」のとおりとする。

(3) 選定結果

審査委員会の審査結果は、参加者全てに書面により通知する。 (令和6年6月下旬発送予定)

(4) 選定後の手続き

内定事業者と店舗開設に伴う協議を行う。

13. その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は失格となる。
 - ①定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - ②虚偽の内容が記載されている場合
 - ③その他、審査委員会において不適当と認められた場合
- (2) 上記による内定の取り消し又は内定者の辞退等があった場合には、次 点者を繰り上げるものとする。
- (3) 応募に要する一切の費用は応募者の負担とする。

14. スケジュール

項目	日時・期間
公募要項配布	5月24日(金)から6月14日(金)
質問書提出	5月24日(金)から6月5日(水)
質問に対する回答	6月10日(月)までに回答
企画提案書等提出	5月24日(金)から6月14日(金)
選定結果の通知	6月下旬